

調査研究事項

○ 憲法上の論点

- 首長の多選を制限することとした場合における憲法上の論点は何か。

- ① 立憲主義、民主主義の基本原則
- ② 法の下での平等(憲法第14条第1項)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ③ 国民の公務員選定罷免権の保障(憲法第15条第1項)に含まれる立候補の自由

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ④ 職業選択の自由(憲法第22条第1項)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ⑤ 地方自治の本旨(憲法第92条)

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

- ⑥ 住民の直接選挙(憲法第93条第2項)

第93条

○2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

- 憲法上の論点の整理

- ・ 多選の制限は、どのような内容であっても憲法上許容されないのか。
- ・ 多選の制限は、どのような内容であっても憲法上の問題は生じず、すべて立法政策の問題か。
- ・ 多選の制限は、内容によって憲法上の問題が生ずる場合と生じない場合があるとすれば、それぞれどのような場合か。

○ 多選制限の必要性・合理性

- 上記の憲法上の論点との関係も含め、多選を制限することの必要性及び合理性について、どのように考えるか。

○ 多選制限の内容

- 上記の憲法上の論点との関係も含め、多選を制限する場合の内容について、どのように考えるか。

- ① 制限する多選の期数

- ・ 何期以上を制限するのか。
- ・ 連続就任を制限するのか、通算期数を制限するのか。

- ② 対象とする首長の範囲

- ・ 都道府県知事、指定都市市長、市区長、町村長のどの範囲とするのか。

- ③ 多選制限の方法

- ・ 法律で多選を制限する場合において、全国一律に制限するのか、地域の自主性を認めることとするのか。